

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

内縁の妻とその子供

Q: 内縁関係にある妻との間に子供が生まれました。

配偶者控除や扶養控除を受けるとができますか。

A: 内縁の妻は配偶者控除の適用はありませんが、子供については認知をすれば扶養控除の適用があります。

【解説】

所得税法上、親族の範囲を規定していませんので、親族の範囲については民法の規定によることとなりますが、この場合、婚姻については、民法は法律婚主義をとり、戸籍法の規定に従って届け出た場合にその効力が生ずると定めています。

したがって、内縁関係にある妻が夫の親族に該当しないことはもちろん、その間にできた子供も、原則として、父の親族とはなりません。

ご質問の場合も、内縁関係にある人をあなたの控除対象配偶者とすることはできず、また、その人との間の子供をあなたの扶養親族として扶養控除の適用を受けることもできません。

しかし、あなたがその子供を認知すれば、あなたと子供の間には法律上の親子関係が生じますので、その場合には、認知した日の属する年分からあなたの親族として扶養控除の対象とすることができます。

